

大阪府警察情報処理能力検定規程（平成5年大阪府警察本部訓令第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、大阪府警察職員（以下「職員」という。）の情報処理に係る技術その他のコンピュータ技術（以下「情報技術」という。）に関する検定（以下「情報技術検定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（情報技術検定の目的）

第2条 情報技術検定は、職員の情報技術に関する能力を検定することにより、情報技術に関する知識及び技能の普及及び向上に資することを目的とする。

（情報技術検定の種類）

第3条 情報技術検定の種類は、次のとおりとする。

（1）情報処理能力検定（以下「能力検定」という。） 情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号）に定める、初級、中級及び上級に区分して行う検定をいう。

（2）サイバー犯罪捜査技能検定（以下「技能検定」という。） サイバー犯罪（情報技術を利用した犯罪をいう。以下同じ。）の捜査を行うために必要なコンピュータ技術に関する検定をいう。

（委員会の設置）

第4条 情報技術検定に関する事項を管理するため、警察本部に大阪府警察情報技術検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）総務課長

（2）情報管理課長

（3）警務課長

（4）教養課長

5 委員会の庶務は、情報管理課において行う。

（情報技術検定の実施）

第5条 情報技術検定（上級の能力検定を除く。次項及び第10条第1項において同じ。）は、年1回以上実施するものとする。

2 総務部長は、情報技術検定を実施するときは、あらかじめ実施日時、実施場所その他情報技術検定の実施に関し必要な事項を所属長に示達するものとする。

3 上級の能力検定の実施については、警察庁長官の定めるところによる。

（情報技術検定の対象となる知識及び技能）

第6条 情報技術検定の対象となる知識及び技能は、別表第1のとおりとする。

（情報技術検定の方法）

第7条 情報技術検定は、次に掲げる情報技術検定の種類の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

（1）能力検定 筆記試験

（2）技能検定 筆記試験及び実技試験

2 技能検定の実技試験は、筆記試験に合格した者に対して実施するものとする。

（試験の対象となる事項）

第8条 情報技術検定の試験の対象となる事項は、別表第2のとおりとする。

（合格基準）

第9条 初級及び中級の能力検定は、正解がその試験問題の6割以上に達した者を合格者とする。

2 技能検定は、筆記試験は正解がその試験問題の7割以上に達した者を、実技試験は技能の水準が高いと認められる者を合格者とする。

（合格者の決定等）

第10条 情報技術検定の合格者の決定は、委員会において行うものとする。

2 委員長は、合格者について、警察本部長に報告するとともに、情報技術検定合格者名簿（別記様式第1号）に登載した上、所属長に通知するものとし、合格者に対しては、情報技術検定合格証書（別記様式第2号）を交付するものとする。

（能力検定の特例）

第11条 上位の能力検定の級を取得した者は、下位の級を取得した者とみなす。

2 委員会が初級又は中級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、能力検定を実施せず、これを当該初級又は中級の能力検定に合格したものとみなす。

3 前条第2項の規定は、前項に規定する者について準用する。

（検定結果の記録）

第12条 所属長は、情報技術検定の合格者について、その身分カード（大阪府警察人事資料取扱規程（平成4年大阪府警察本部訓令第31号）別記様式第1号）に情報技術検定の種類、合格年月日等を記載するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成12年8月25日から施行する。

（大阪府警察文書管理規程の一部改正）

2 大阪府警察文書管理規程（昭和58年大阪府警察本部訓令第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（大阪府警察人事資料取扱規程の一部改正）

3 大阪府警察人事資料取扱規程（平成4年大阪府警察本部訓令第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（経過措置）

4 この訓令施行の際現に改正前の大阪府警察情報処理能力検定規程の規定により、情報処理能力検定の初級又は中級を取得している者は、改正後の大阪府警察情報技術検定規程の規定により情報技術検定の能力検定の初級又は中級を取得した者とみなす。

附 則（平成18年7月7日本部訓令第26号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成18年7月7日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際現に改正前の大阪府警察情報技術検定規程の規定によりハイテク捜査技能検定に合格した者は、改正後の大阪府警察情報技術検定規程の規定によりサイバー犯罪捜査技能検定に合格した者とみなす。

別表第1（第6条関係）

区分		知識及び技能
能力検定	初級	1 端末装置の基本的な操作に必要な知識及び技能 2 情報処理業務に関する関係法令等の知識 3 コンピュータのセキュリティに関する基本的な知識
	中級	1 所属における情報処理技術を活かした業務改善等を行うことを目的とした単体システムでのプログラムを作成するために必要な知識及び技能 (1) アプリケーションソフトウェアの高度な利用に必要な知識及び技能 (2) 基本的なプログラム言語によるプログラムの開発に必要な知識及び技能 2 所属における情報管理に関する指導員として必要な知識及び技能 (1) 端末装置等の設定変更、軽微な障害等に対応できる知

		<p>識及び技能</p> <p>(2) 情報処理業務に関する関係法令等の知識</p> <p>(3) コンピュータネットワーク(以下「ネットワーク」という。)のセキュリティに関する知識及び技能</p>
	上級	<p>1 ネットワークを利用したシステムの設計並びに高度なプログラム作成及び検証を行うために必要な知識及び技能</p> <p>(1) ネットワーク等に関する知識及び技能</p> <p>(2) 汎(はん)用電子計算機及びクライアント・サーバを利用したシステムの開発等に関する知識及び技能</p> <p>(3) システム開発プロジェクトの推進及び管理に関する知識及び技能</p> <p>2 情報管理システムの監査の実施等に必要な知識及び技能</p> <p>(1) ネットワークのセキュリティに関する知識及び技能</p> <p>(2) 情報管理システムの監査等の計画及び実施に関する知識及び技能</p>
技能検定		<p>1 コンピュータ及びネットワークに関する知識及び技能</p> <p>2 コンピュータのセキュリティに関する知識</p> <p>3 電磁的記録の解析に必要な知識及び技能</p>

別表第2(第8条関係)

区分		試験の対象となる事項
能力検定	初級	<p>1 情報処理における各種法令等に関する知識</p> <p>(1) 電子計算機処理に係る個人情報の保護に関すること。</p> <p>(2) 情報セキュリティの維持に関すること。</p> <p>(3) 警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。</p> <p>(4) その他関連法規に関すること。</p> <p>2 アプリケーションパッケージ(汎(はん)用ソフトウェアをいう。以下同じ。)の利用に関する知識</p> <p>3 コンピュータ全般に関する知識</p> <p>(1) コンピュータに関する基本的な用語、概念等に関すること。</p> <p>(2) ホームページの閲覧等に関すること。</p> <p>4 コンピュータのセキュリティ対策に関する知識</p> <p>(1) データ保護に関すること。</p> <p>(2) 基本的なコンピュータウイルス対策に関すること。</p>
	中級	<p>1 情報処理における各種法令等に関する知識</p> <p>(1) 電子計算機処理に係る個人情報の保護に関すること。</p> <p>(2) 情報セキュリティの維持に関すること。</p> <p>(3) 警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。</p> <p>(4) その他関連法規に関すること。</p> <p>2 アプリケーションパッケージの応用に関する知識</p> <p>3 コンピュータ及びネットワークに関する知識</p> <p>(1) コンピュータに関する用語、概念等に関すること。</p> <p>(2) ハードウェアの構成及び各種装置に関すること。</p> <p>(3) ソフトウェアに関すること。</p> <p>(4) インターネットに関する基本的な用語、概念等に関すること。</p> <p>(5) ネットワークに関する基本的な用語、概念等に関すること。</p>

		<p>(6) パソコンの長期間使用等を原因とする健康障害（VDT障害等）等に関する知識</p> <p>4 コンピュータのセキュリティ対策に関する知識</p> <p>(1) データ保護に関する知識</p> <p>(2) コンピュータウイルス対策に関する知識</p> <p>(3) 障害対策に関する知識</p> <p>(4) ネットワークの基本的なセキュリティ対策に関する知識</p> <p>5 プログラム言語（マクロ、HTML等）によるプログラムに関する知識</p>
	上級	<p>1 コンピュータ及びネットワークを利用したシステムに関する知識</p> <p>(1) ハードウェアに関する知識</p> <p>(2) ソフトウェアに関する知識</p> <p>(3) ネットワーク技術に関する知識</p> <p>(4) データベースに関する知識</p> <p>2 コンピュータのセキュリティ対策に関する知識</p> <p>(1) データ保護に関する知識</p> <p>(2) コンピュータウイルス対策の技術に関する知識</p> <p>(3) 障害対策技術に関する知識</p> <p>(4) ネットワークを利用したシステムのセキュリティ対策に関する知識</p> <p>(5) 認証及びアクセス管理に関する知識</p> <p>3 プログラミングに関する高度な知識</p> <p>4 システムの開発及び管理に関する知識</p> <p>(1) 入出力の設計に関する知識</p> <p>(2) 処理の設計に関する知識</p> <p>(3) プログラムの検査に関する知識</p> <p>(4) その他システムの開発及び管理に関する知識</p> <p>5 情報管理システムの監査等の計画及び実施に関する知識</p>
技能検定	筆記試験	<p>1 コンピュータ全般に関する知識</p> <p>(1) コンピュータに関する用語、概念等に関する知識</p> <p>(2) ハードウェアの構成及び各種装置に関する知識</p> <p>(3) ソフトウェアに関する知識</p> <p>(4) オペレーティングシステムの操作に関する知識</p> <p>2 ネットワークに関する知識</p> <p>(1) ネットワークに関する用語、概念等に関する知識</p> <p>(2) ネットワークの構成及び各機種に関する知識</p> <p>(3) ソフトウェアに関する知識</p> <p>3 コンピュータのセキュリティ対策に関する知識</p> <p>(1) ネットワークのセキュリティ対策に関する知識</p> <p>(2) コンピュータウイルス対策に関する知識</p> <p>(3) 暗号技術に関する知識</p> <p>4 情報分析技術に関する知識</p> <p>(1) 電子メールの分析に関する知識</p> <p>(2) ホームページ情報の分析に関する知識</p> <p>5 電磁的記録の解析に関する知識</p> <p>(1) 電磁的記録媒体の解析に関する知識</p> <p>(2) ログ情報の解析に関する知識</p>

		<p>6 その他サイバー犯罪に関すること。</p> <p>1 サイバー犯罪におけるコンピュータの操作に関する技能</p> <p>(1) ファイル操作に関すること。</p> <p>(2) パーソナルコンピュータの設定に関すること。</p> <p>(3) ネットワーク環境における機器操作に関すること。</p> <p>2 電磁的記録の解析に関する技能</p> <p>(1) パーソナルコンピュータの解析に関すること。</p> <p>(2) サーバの解析に関すること。</p> <p>(3) ログ情報の解析及び不正アクセス手法の分析に関すること。</p> <p>(4) その他電磁的記録の解析に関すること。</p>
	実技試験	